

仁徳天皇の系譜に関する一仮説

2025年9月29日

2026年1月26日更新

椎名 裕信

正式公開先:Zenodo

著者名:椎名 裕信 (Hironobu Shiina)

ORCID : 009-0005-6158-3320

連絡先:h.shiina.contact@gmail.com

代表 DOI:10.5281/zenodo.17221303

ライセンス:CC BY-NC-SA 4.0

本論書の次に上げる拙論文の内容を含んでいる

「春秋二倍暦から見る日本書紀」（本文では「前掲書①」という）

DOI: 10.5281/zenodo.15306422

「日本書紀に関わる諸仮説についての考察」（本文では「前掲書②」という）

DOI: 10.5281/zenodo.15459801

前掲書①において応神天皇と仁徳天皇に関して同一の誕生年であることから、同一人物、もしくは双子としての可能性を提示した。

本論は、応神天皇と仁徳天皇に関して同一人物であると仮定しての仮説になる。

なお、外交記録をいくつか取り上げているが、外交的な意味合いについては後日別にまとめることとし、本論では国際関係についての解釈は行わないものとする。

1. 神功皇后と応神天皇の年間について

前掲書①において応神天皇の年間は神功皇后が政治を執っていた期間であることを提示した。その中では神功皇后については 69 年まで記録が残っていたことにより、応神天皇の 41 年間とのズレが起きた可能性があるとの推測を行った。しかしながら日本書紀における神功皇后と応神天皇の記述について見てみると他の可能性が見えてくる。

そこで日本書紀における 2 つの記事を取り上げる。

① 応神天皇三年の記事。

三年（中略）十一月 是 百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿禰等 便立阿花爲王而歸

② 神功皇后六十二年の記事

六十二年 新羅不朝 卽年 遣襲津彥擊新羅

まず、①については西暦 392 年の百濟における辰斯王から阿莘王に交代した出来事を示すものである。

次に②についてであるが、日本書紀では注として

百濟記云 壬午年 新羅不奉貴國 貴國遣沙至比跪令討之 （後略）

と百濟記の記事を置いている。

おそらく新羅に対し出兵したという一致、および壬午年について、①で見るよう
に応神天皇三年を西暦 392 年したことから、その年に近い西暦 382 年にも壬午年が現
れることから、神功皇后六十二年の記事とこの百濟記の記録同じことを指していると
日本書紀の編纂者たちが判断したと推定される。

また、①から応神天皇の年間は西暦 390 年に始まっていること、及び、応神天皇の
年間と神功皇后の年間は連続しているとの判断から、日本書紀の編纂者たちは神功皇
后の年間は 389 年まで続く、すなわち神功皇后の年間は六十九年まであると判断し
た、と推測することができる。

これにより、神功皇后が実権を持っていたと推測される応神天皇の 41 年間と神功皇
后の称制期間とされる 69 年間に差異が生じたものと推定ができる。

(注) 神宮皇后六十二年にある百濟記の記載についてであるが沙至比跪（“サチヒ
コ”）という将軍を派遣している。

一方、欽明天皇二十三年（西暦 562 年）には、新羅と高句麗に連続して戦闘を行った記事がある。

高句麗に派遣された將軍が大伴連狹手彦（オオトモノムラジ “サデヒコ”）となっており近似の音であり、新羅への出兵も高句麗への出兵も連續した月（7 月と 8 月）のこととして記録されていること、また同じ朝鮮半島への派遣であることから軍編成が大きくは異なっていないことが予想される。

さらには西暦 562 年も西暦 382 年と同じく壬午年であることから、百濟記の壬午年の記事は 562 年の出来事の可能性を付記する。

（なお前掲書①で行った修正を行うと神功皇后六十二年は西暦 392 と推測ができるが三国史記新羅本紀第三

奈勿尼師今王三十八年夏五月 倭人来圍金城
というものがありこの年は 393 年に当たることから②に上げたように日本書紀に「即年」となっていることに少々引っかかることがあるが、即年というものが続いての次の年と読めなくもないことから対応すると考えられる）

2. 仁徳天皇の親世代について

応神天皇と仁徳天皇が同一人物であるとした場合、日本書紀において両帝とも母についての記述がなされていることについて疑問が生じるところである。

そこで日本書紀における応神天皇と仁徳天皇の両親について確認していきたい。

まず、応神天皇は仲哀天皇と神功皇后の子どもであり、仲哀天皇の第4子として記載がされている。次に、仁徳天皇は応神天皇と中姫との第4子として記載されている。

このようにそれぞれ別の人間を両親として記載がされている。

だがここで仁徳天皇の母についてみると“仲”姫となっている。この“仲”という字について仲哀天皇は和風諡では足“仲”彦天皇であり、こちらでも“仲”という字がついている。

(なお仲哀天皇にも“仲”的字があるものの仲哀天皇は漢風諡号であり、日本書紀における各天皇及び神功皇后の漢風諡号は8世紀中頃の人物である淡海三船が選定したと言われているため、ここでは漢風諡号については取り上げない)

応神天皇の年間は神功皇后の年間であることと推定されることから、応神天皇と仲姫の夫婦関係というのは仲哀天皇と神功皇后の夫婦関係が男女逆転しているだけで、同じ夫婦の組み合わせであることが推測される。

そこから、仁徳天皇の親については“仲”というものが記載されており、日本書紀の編纂者たちは、応神天皇の次の天皇ということで応神天皇が父親、また“仲”と記載されている人物が母親であると推測したうえで姫という女性王族の尊称を添え、「仲姫」という名前の母親だったとされたので無いかと推測ができる。

また仲姫については景行天皇の皇子である五百城入彦皇子の孫、すなわち景行天皇のひ孫とされている。一方仲哀天皇は景行天皇の皇子日本武尊の子ども、すなわち景行天皇の孫となり、一代ずれることになる。

しかしながら、応神天皇は仲哀天皇の子どもであることから景行天皇のひ孫にあたり、それが夫婦関係にある仲姫に対しても当てはめてしまい、また、祖父の名については景行天皇における子どもの中で子孫が不明瞭な皇子に当てはめてしまった、と推測することができる。

更には、両帝の年齢について見ると、応神天皇は誕生時が神功皇后の称制開始と重なることから単純に神功皇后の年間と応神天皇の年間を加えた数字が載せられてい

る。一方、仁徳天皇については年齢の記載がされておらず不自然さがあるが、これは在位を上書きすることにより年齢表記ができなくなったことの現れと見ることができよう。

加えて、応神天皇も仁徳天皇も兄弟の構成が、第4子と同じ記載であることからも家族構成に極めて同一性を見ることがあるのである。

3. 即位の重なりについて

ここでは、応神天皇の年間が仁徳天皇の年間の前半と重なっていることについて取り上げる。

同一人物であるにも関わらず、その在位年を覆い隠すかのように被せる形態になっているのは不自然さを感じる。

これは意図的に仁徳天皇の年間で応神天皇の年間を覆い隠す、つまりは仁徳天皇にとって応神天皇の年間というものは上書きし、無いものとしてしまいたいとの強い意図があった、との推測が成り立つ。

この点について前掲書①において、母の庇護下の天皇ということへの反発心によるものの可能性を提示した。しかし後にまた上げるが、仁徳天皇系列の男子の皇統は武烈天皇崩御時に途絶えてしまったことで、遠縁の皇族を迎え入れている。

このときに、最初に後継として迎え入れようとしたのは仲哀天皇の五世孫の倭彦王であった。しかし、倭彦王を新天皇として迎えることが不首尾であったことから、応神天皇五世孫に当たる男大迹を迎へ継体天皇として即位することになった。

しかしこれは本来であれば最初からより血縁上近い継体天皇を迎えるほうが自然で

あろう。ここからは応神天皇の男子血統については皇位から遠ざけたい意図の存在についての推測が成り立つ。

これを勘案した場合、先に上げたような反発心からというのは動機付けとしては根拠が薄いように思われる。

ここで、日本書紀の応神天皇記と仁徳天皇記を見ると、応神天皇が本来の太子として菟道稚郎子という王号すらついていない人物を指名していたことが記されている。

日本書紀の応神天皇の年間では応神天皇の崩御前年の応神天皇四〇年に、仁徳天皇に対し、若い子ども（菟道稚郎子）を後継者として認めるように仕向ける話が出ている。

この応神天皇が神功皇后の実権を持った姿の投影だとした場合、菟道稚郎子に対して皇位を譲るよう強いた話だった、との推測できよう。また応神天皇の末年は西暦411年に当たると推定される。この年の干支は、辛亥にあたる。

繼体天皇二十五年（西暦 531 年）も同じく辛亥の年に当たる。そして日本書紀ではこの年の記事には次の注がついている

或本云 天皇 廿八年歲次甲寅崩 而此云廿五年歲次辛亥崩者 取百濟本記 爲文
其文云 太歲辛亥三月 軍進至于安羅 營乞毛城 是月 高麗弑其王安 又聞 日本
天皇及太子皇子 俱崩薨（中略）後勘校者 知之也

これは繼体天皇の崩御年を定めたのは百濟本記に辛亥の年に高句麗王の安臧王が薨去したこと、そして同じように日本の天皇と皇太子がともに崩れた、と書いてあるからだとしている。

しかしながらその最後に、詳細は後の人気が明らかにしてほしい、としており、編纂者たちも確信を持っていないことがわかる。

ここで注意すべくは「又聞」部分である。これは辛亥の年に高句麗において君主の凶事が起こった。辛亥の年というのは似たような君主層の凶事として別の辛亥の年に起こった国家の君主における変事を聞いたことがある、という意味である可能性を推測することができるだろう。

そこから、応神天皇の崩御の年とされている 411 年に起こった出来事、すなわち日本での君主的存在だった神功皇后、並びにその後継として定めた太子である菟道稚郎子に対して起こった変事を指している、と推測することができよう。

* なお、応神天皇の記事には仁徳天皇の記事と重なる記事が日本書紀と古事記で散見されるため、神功皇后は皇位についていたのではなく最高権力者であったと現時点では推測する。

また、この推測は次の二点により補足できるであろう。
一点目は、応神天皇時代より朝廷の重臣であった武内宿禰の記載に関するものである。応神天皇崩御の年に重なる仁徳天皇四十一年より後の仁徳天皇五十年（実歴で応神天皇崩御の 5 年後）の記事にも武内宿禰の名前がある。

これは仁徳天皇が名実ともに最高権力者となった朝廷における臣下の権力構造に大きな変化がないことを示している。

二点目は、武烈天皇崩御後に仁徳天皇の系譜の男系男子が途絶えた後に応神天皇の 5 世孫である繼体天皇が迎えられていることである。

これは、西暦 411 年の応神天皇崩御という形で記録されていると想定される神功皇后崩御時には排除されたのは、直接的に皇位に影響を与える存在であった菟道稚郎子のみであり、それ以外の応神天皇の系譜は排除されていな

いことを示している。

このことから、応神天皇時代に生まれた子供及びその系譜は、政治的に危険な存在とまではみなされてはいなかったことを強く示唆する。

以上の二点は先に上げた推測の傍証となるだろう。

また、2.で上げたように仁徳天皇については年齢が不詳である。さらには、その子どもである履中天皇、反正天皇、允恭天皇についても年齢が不詳である。

(履中天皇については2箇所年齢の記載はあるものの数字が整合せず、また本文の数字ではなく注記であることからことから確たる数字ではないと推測する。)

先に上げたように、応神天皇の記録を上書きしようとしていること、及び、武烈天皇崩御後に武烈天皇にとって近縁である応神天皇の血筋である繼体天皇を後回しにしたことから、仁徳天皇の皇子で天皇に即位したのは神功皇后崩御後、仁徳天皇が親政を行うようになった後に生まれた皇子のみが天皇として即位した、と推測することもできる。そのため履中天皇以降の生まれ年が仁徳天皇の後半部分に偏りがある不自然さから生年の記録が残らなかった可能性を考えることができよう。

この推測は、日本書紀の記述では履中天皇が立太子したのは仁徳天皇三十一年とな
っており、これは応神天皇の年間に重なることから矛盾するようにも見える。しか
し、この仁徳天皇三十一年の年に立太子したという記録のみが残り、実際に立太子さ
れた人物というのは履中天皇ではなく菟道稚郎子だったと推測することで解決を図る
ことができるだろう。

(注) 応神天皇紀の十五年、十六年、二十八年の記事において菟道
稚郎子の記述が出てくるため、応神天皇と年間が重なると推測でき
る仁徳天皇三十一年の記事に対する上記の推測には不都合があるよ
うにも思える。しかし、応神天皇紀の記事では菟道稚郎子の記載の
全てにおいて名前の前に太子がついている。ところが、応神天皇四
十年の記事で菟道稚郎子が立太子されたことが記されている。その
ため、十五年、十六年、二十八年の記事に出てくる太子菟道稚郎子
というものは日本書紀の編者たちが使用した原資料では最高権力者
の子どもの意味の記録、すなわち神功皇后の子どもである応神天皇
(後の仁徳天皇でもある) のことに対する記録だったのではないか
と推測する事ができるだろう。

以上により、仁徳天皇は系譜上、応神天皇の記憶を消すための意図があったと推測ができる。しかしながら、武烈天皇後に仁徳天皇系列で後継者がいなくなり、応神天皇系列の繼体天皇が皇位を継ぐこととなったことにより応神天皇の時代の記録が残ることになったと推定するものである。

* なお前掲書②において繼体天皇の年齢について 57 歳というのが崩御時の年齢の可能性があると推測したものの、安閑天皇および宣化天皇についての日本書紀に記載の年齢からすると地方では年齢については倍歴で換算、中央は通常の暦通り一年として換算していた可能性があるだろう。

このことは日本書紀の繼体天皇二十五年の記事にある繼体天皇は二十八年に崩御したと伝えるものがあるということを是とした場合に繼体天皇は西暦 534 年に崩御したことになる。

一方、安閑天皇については即位したのが 534 年のことと記されており、当時の天皇の践祚としては異例の同年のこととなっている。ここから、安閑天皇は即位前の自身の地方における生活環境に合わせた暦である倍歴で年が改まったとして即位したためにこのような同年での践祚が行われたと見ることができることからも伺うことができよう。

(上記の場合、繼体天皇、安閑天皇、宣化天皇のそれぞれの生年は繼体天皇が 479 年頃、安閑天皇は 500 年頃、宣化天皇は 501 年頃 になると推測できる。)

(了)

参考

『日本書紀』 舍人親王 編

『三国史記』 金 富軾 撰

変更履歴

・2025年10月1日

菟道稚郎子について（注）を付記

誤字の修正

・2026年1月26日

3.における411年の変事に関する加筆

誤字の修正・本文のスタイルの整形等